

2025 年 8 月 28 日

東京都知事
小池百合子 様
東京都教育委員会 教育長
坂本雅彦 様

人権ネットワーク・東京
代表 八柳卓史
(構成団体 末尾に掲載)

あらゆる差別を撤廃する都政の確立に向けた要望書

日夜の差別撤廃、人権確立に向けた諸活動に敬意を表します。

私たちは、東京を中心に活動する被差別当事者団体のネットワーク組織です。

東京都はオリンピック・パラリンピックの成功に向け 2018 年に東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(以下「東京都人権尊重条例」)を制定し 2019 年 4 月より完全施行しました。

完全施行から6年目を迎えていますが、差別や人権侵害は強まりつつあります。東京都は 2024 年 12 月、「人権に関する都民の意識調査」結果を公表しました。その結果において、①「東京都人権尊重条例」の認知度は15%ほどしかない。②「性自認」や「性的指向」の理解度もまだまだ低い。③ヘイトスピーチ・デモ等を見聞きしたものが約6割もいる。④また部落問題に関する差別意識は悪化傾向にある等「人権尊重理念が都内の隅々にまで浸透」したといえる状況ではありません。

差別や人権侵害の現実や社会状況の変化を踏まえて、2025 年 4 月、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、また、「人権教育・啓発に関する基本計画(第 2 次)」がスタートしました。

差別や人権侵害は、今日、あつてはならない社会問題であり、早急に解決されなければなりません。東京という社会において被差別マイノリティが生活をしており、差別や人権侵害の強まりの中で不安と恐怖の生活を強いられているという現実を踏まえて、東京都の差別撤廃、人権確立に向けた政策が一層強化されることを願い、以下の通り要望いたします。趣旨をご理解の上、総合的にまた迅速に差別撤廃、人権確立に向けた政策が実行されますようお願い申し上げます。

記

1. **(条例の目的達成)**「東京都人権尊重条例」は、「いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となること」を目的にしていますが、「人権に関する都民の意識調査」結果等を見ると「一層浸透した」と言える状況には程遠いと思われます。「人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市」となるためには、これまでと同じような教育や啓発では達成できないと思いますが、目的の達成のために今後どのような人権教育・啓発・研修を実施していくのか基本方向を明らかにしていただきたい。
2. **(救済措置)**「東京都人権尊重条例」では「いかなる種類の差別も許されない」と記載されているが、差別をした場合にどうするのかは明記されていない(=「許されない」と言いながら「結果的に許している。差別を放置している」)。差別の被害者を救済するためにも行政指導等地方公共団体ができる最大限の措置を講じていただきたい。

- 行政指導 都の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。（東京都行政手続条例）

3. **（「情プラ法」を踏まえて）**「情報流通プラットフォーム対処法」が2025年4月に施行され、総務省は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」を策定し、大規模プラットフォーム事業者は法の具体化に向けた整備を実施中の段階にあるが、東京都として、都内住民等がインターネット上で誹謗中傷、差別や人権侵害の被害にあった場合に「早期の削除」など速やかな救済措置が講じられるよう、あらゆる媒体での法の周知、都内住民に対する相談体制の確立、削除に向けた都の支援体制の確立をはかっていただきたい。

4. **（ヘイト対策の改善）**「東京都人権尊重条例」では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」（いわゆるヘイトスピーチ対策）を掲げ、①啓発等を推進、②公の施設の利用制限、③拡散防止措置及び公表を具体的対策としてあげています。2019年度から2024年度まで45件のヘイトスピーチ事案を公表していますが、これらはすべて都内の施設（すべて都立とは限らない。また、インターネット上の案件が2件含まれている）でおこなわれたものであり、このことは、「公の施設の利用制限」が実施されていないことを示しています。この現実を踏まえ、以下の点について明らかにしていただきたい。

- (1) 上記の45件の内、「東京都人権尊重条例」で定める都立の施設でのヘイトスピーチの公表件数を明らかにしていただきたい。
- (2) 「公の施設の利用制限」が実行されない要因は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第11条に規定する公の施設の利用制限に関する基準」の「2 利用制限の要件」（下記の表を参照）にあります。「利用制限の2つの要件の内、②の「安全性」要件があることにより、①の「蓋然性」があるにもかかわらず、②の「安全性」に問題がないことでヘイトスピーチ行為が許されてしまうのです。従って、「2 利用制限の要件」を「蓋然性が高いこと」が満たされれば「利用制限」を実施できるように見直していただきたい。（尚、「安全性」は施設を利用するすべての利用者にすでに課せられており、ここで二重に課す必要はない。）

2 利用制限の要件

以下2つの要件を両方満たした場合に、利用制限を行うことができるものとする。

- ① ヘイトスピーチ（注1）が行われる蓋然性が高いこと。
- ② ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること（注2）。

5. **東京都下の朝鮮学校への「私立外国人学校補助金」の支給を再開してください。**

2010年度以降、東京都が都下の朝鮮学校に同補助金を不支給としている事実は、「東京都こど

も基本条例」が前提とする子どもの権利条約をはじめ、日本が批准する各種国際人権条約に違反するものであり、国連・人種差別撤廃委員会は地方自治体が朝鮮学校への補助金支給を再開することを求めています(CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 19、CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 5。以下「資料」参照)。

【資料:第3回 人種差別撤廃委員会の総括所見[2014 年 9 月 26 日最終版]】

朝鮮学校

19. 委員会は、在日朝鮮人の子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府の行為について懸念する。

- (a) 「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外
- (b) 朝鮮学校へ支給される地方自治体の補助金の凍結または継続的な削減(第 2 条および第 5 条)

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004 年)を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保するという、前回の総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、締約国がその見解を修正し、適切に、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けることができること、および、地方自治体に対して、朝鮮学校への補助金の支給を再開または維持するよう促すことを締約国に奨励する。委員会は、締約国が国連教育科学文化機関(ユネスコ)の教育差別禁止条約(1960 年)への加入を検討するよう勧告する。

【資料:第4回 人種差別撤廃委員会の総括所見[2018 年 9 月 26 日最終版]】

前回の総括所見

5. 委員会は前回の総括所見(CERD/C/JPN/CO/7-9)からのいくつかの勧告が実施されないままであることを懸念する。

6. 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の施行から 6 年以上が経ちますが、東京都におけるヘイトスピーチはなくなっておりません。もはや都がヘイトスピーチと認定・公表するだけでは、ヘイトスピーチはなくなることが明らかです。ヘイトスピーチの根絶に向けて、より実効性のある施策を進めてください。

例えば、同条例を改正して差別的取扱いや差別的言動の禁止条項を入れる、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を参考に悪質なヘイトスピーチについては刑事罰を科す、ヘイトスピーチを行った個人又は団体の氏名又は名称を公表するなどが考えられます。

なお、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第 14 条に基づく審査会も、拡散防止措置や公表のあり方の再考を促す下記のような見解を表明しています。

[資料:東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第 14 条の規定により設置する審査会 議事概要]

●「拡散防止措置については、不当な差別的言動が後を絶たないことから、条例の運用により集積された事例も踏まえ、実効性のある対応を行うことが啓発のためにも必要」(2022 年 5 月 19 日、<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/18gijigaiyou.pdf>)

●「拡散防止措置について、条例の運用により蓄積された事例を踏まえた議論が必要」(2023 年 8 月 22 日、<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/23gijigaiyou.pdf>)、

●「概要等の公表に当たっては、その目的や効果を勘案した上で、事案に即して公表の仕方を工夫するべき」(2024 年 7 月 29 日、

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/26gijigaiyou_2.pdf)

●「ヘイトスピーチ解消に向けて、表現活動の概要等の公表の活用について研究が必要ではないか」(2024 年 12 月 26 日、<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/28gijigaiyou-1>)

●「近時、不当な差別的言動の中でも、特に侮蔑等の程度が甚だしい表現が用いられている事案があり、条例の理念に基づき、都民に表現活動の実態を正確に伝え得よう努めていく必要がある」(2025 年 3 月 5 日、https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/29gijigaiyou_file-pdf)

7. 東京都がヘイトスピーチであると認定・公表している発言を繰り返している団体から 2025 年 9 月 1 日の都立横網町公園の占用許可申請があった場合には、同許可を与えないことにより、ヘイトスピーチの拡散を防止してください。

今年も 9 月 1 日に同公園にて関東大震災時の朝鮮人虐殺犠牲者の追悼会が予定されています。過去に東京都がヘイトスピーチであると認定・公表している発言を繰り返している団体が同日に同公園内で表現活動を行えば、再び朝鮮人に対するヘイトスピーチがなされる危険性が具体的に予見されます。

【資料：東京都による条例第 12 条に基づく公表、2024 年 8 月 2 日】

●「朝鮮帰れ、祖国の朝鮮、祖国へ帰れ、お前らはゴミなんだよ、クズなんだよ、早く帰れよ、日本にいない」との表現がなされた令和 5 年 9 月 1 日の東京都墨田区内の表現活動

[資料：東京都による条例第 12 条に基づく公表、2020 年 8 月 3 日]

●令和元年 9 月 1 日、東京都墨田区内の集会における以下の言動

(1)「犯人は不逞朝鮮人、朝鮮人コリアンだったのです。」

(2)「不逞在日朝鮮人たちによって身内を殺され、家を焼かれ、財物を奪われ、女子供を強姦された多くの日本人たち」

(3)「その中にあって日本政府は、不逞朝鮮人ではない鮮人の保護を」

8. 障害者の生活保障にむけて

(1) 重度訪問介護サービスについて、通勤や通学もそのサービスの対象にしていきたい。

(2) 障害の重い人が入院した場合、コミュニケーション支援が必要なことから、重度訪問介護サービスを病院内で受けられるように、当該関係者に強く働き掛けていただきたい

い。

- (3) 病名や障害種別、障害者手帳の有無に関わらず、生活実態によって福祉サービスを受けられるよう、東京都独自に事業を行っていただきたい。

9. 共生社会の実現のためにインクルーシブ教育を推進すること

2022 年国連の障害者権利委員会から日本政府に出されて勧告では、障害を「医学モデル」ではなく「人権モデル」でとらえることが提起されています。障害を「医学モデル」でとらえ理解や啓発を提起している東京都の人権指針も、「人権モデル」でとらえ直していかなければなりません。

インクルーシブ教育は教育の方法論ではなく人権の保障の問題だと捉え直していくべきです。

東京都は「インクルーシブシティー東京」と謳い、多様性を認めあう国際都市を目指すといっています。共生社会実現のために必要なことは、分けられた場での理解教育や啓発ではなく、小さいころから同じ場で共に学び共に育ち合うことです。多様な場に分けて教育する特別支援教育ではなく、同じ教室で多様性を認め合うインクルーシブ教育が必要です。

インクルーシブ教育に転換していくために以下の 3 点を求めます。

- ① 少子化を理由に地域偏在を解消することなく定員を減らす施策は実施しないこと
- ② 都教委は基礎的環境整備を徹底し、学校の合理的配慮が確実に行われるように指導すること
- ③ インクルーシブ教育支援員の配置に『特別支援学校への就学が適当な児童生徒』という条件を除くこと

【要望理由】

①に関する要望理由

東京都教育委員会は都立高校の定員内不合格を出さないという方針のもと、3 桁の不合格者を出す県がある中において、入試における合理的配慮も個人に合わせてきめ細かく対応し、昨年も定員内不合格がなかったことは全国の範となっています。

今や 98% を超える中学生が高校に行く時代です。障害がある子ども達も地域の小中学校と通ってくれば、みんなと同じように高校に行きたいと思うでしょう。現在中学において、合理的配慮を受けて学校生活を送っているとはとても言いがたい状況があります。

障害がある生徒が中学に在籍する事を良しとしない教師達の内申書は当然満足な内容ではなく、特に知的障害があって入試を突破するのは、定員内不合格はない、様々な配慮を受けて受検できると言ってもとても負担になっています。

都教委は選抜をなくさないと言っていますが、定員内不合格を出さない方針を堅持し、今後益々少子化が進むのであれば一定入試のない学校を検討しても良いのではないのでしょうか。また少子化だと言って地域偏在を解消することなく定員を減らす施策は障害のある生徒が自分の家から通い易い学校が益々なくなり高校進学を諦める事を助長することになるのでやめてください。

②に関する要望理由

高校に入学後の生活においては入試で配慮されていた合理的配慮が必ずしも用意されていないかったり、教員の不適切な対応によって障害のある生徒やその保護者が差別されることが入学のたびに起こっています。

今年は介助員をつけるにあたり、入試の時点で定員内不合格はない前提で考えれば2ヶ月ほどの準備期間があるのに採用が間に合わなかったり、採用条件で休暇を取る事になっているから、その期間は保護者が付き添いを求められると言うことがありました。

学校生活においては学校側が責任を持つ、そのため都教委には介助員や支援員を付ける制度があります。もし2ヶ月あっても採用が間に合わないのであれば、都教委と学校が協力して対処すべきです。ましてや介助員の採用条件や休暇のために生徒の学びの確保を最優先にと言うことを前面に出して保護者に付き添いを求めるのは、合理的配慮の不提供に当たります。

合理的配慮の提供が民間事業者にも義務となった現在において、公立学校において差別解消法に反する事をやっているのは、私立学校に障害ある生徒の入学が進むわけがないことを認識してください。

③に関する要望理由

昨年度から障害のある子への支援員配置が予算化されたことは、都が国連の勧告を受けインクルーシブ教育を進める姿勢のあらわれと理解しています。しかし、その対象が就学相談を受け、「特別支援学校適」とされた児童生徒に限定されています。就学相談が子どもたちを分離する機能を果たしているのが現状です。義務化されていない就学相談の結果を支援配置の条件にするのはインクルーシブ教育に反します。区市町村の要望により、必要な児童生徒に支援員の配置をしてください。

10.東京の公立学校における人権教育担当者と担当組織の設置について

●この間、都立高校等に人権教育の全体計画・年間計画の作成について、一定の取り組みが見られたことに感謝申し上げます。引き続き、他県に置かれている人権教育推進のための担当の教員と組織が未設置であることは東京の課題です。文部科学省が推奨しているように、すべての学校で人権教育を充実させ、差別や偏見を解消する教育を実現するために、教育委員会の組織を拡充し、管理職のリーダーシップのもと学校経営計画に明示し、人権教育担当の教員と組織を必置することを求めますが、見解をお聞かせください。また人権教育の研究指定校以外で教員と組織が置かれている学校数をお聞かせください。

11.「ヘイトスピーチ解消法」に関わる教育の取り組みについて

●現在、東京都のみならず、日本社会において「ヘイトスピーチ解消法」に関わる教育の充実がますます求められています。外国につながる児童生徒たちが、東京の学校現場でいじめや差別の被害を受けることがないように、学校や教育委員会が取り組むことが重要です。子どもたちが被害を受けないために、どのような支援体制がありますか。また被害を受けた場合、相談や支援、指導の体制はどのようなになっていますか。お聞かせください。

この「ヘイトスピーチ解消法」では自治体の教育の取り組みについて条文に明記（第6条2）されています。東京都のすべての公立学校における「ヘイトスピーチ解消法」に関わる教育の実施状況、実施率、公開授業など、取り組み状況をお聞かせください。

12.外国につながる生徒への指導ハンドブックの改訂について

●東京都教育委員会が作成した「外国につながる生徒への指導ハンドブック」の活用が

一層求められます。この内容について、「在留資格」に関わる項目など、具体的に改善の必要がある部分について指摘してきました。国の在留資格などの制度変更もある中で、在留資格等に関わり、学校現場の教員や管理職が生徒への人権上配慮に欠ける認識のもとで活用されることがないように要望いたします。このため、パブリックコメントや関係者などとの意見交換などをつくる機会が大切ですが、見解をお聞かせください。

以上

【人権ネットワーク・東京 団体名 25団体6個人】

首都圏に居住するアイヌ民族 レラの会
チャシ アン カラの会
女性会議東京都本部
一般社団法人 全国女性相談研究会
一般社団法人 エープラス（DV被害当事者団体）
特定非営利活動法人 アカー
NPO法人レインボー・アクション
在日韓国民主統一連合東京本部
在日韓国民主女性会
在日韓国青年同盟東京本部
在日本朝鮮人東京人権協会
NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク
全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック
障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）
障害児を普通学校へ・全国連絡会
全国「精神病」者集団
障害者権利主張センター 絆
NPO 法人自立生活センター・立川
NPO 法人自立生活センター・HANDS 世田谷
全国ピアサポートネットワーク
NPO 法人ホームレス資料センター
認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい
部落解放同盟東京都連合会
ハンセン病首都圏市民の会
なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
伊藤久雄（社団法人東京自治研究センター）
上村英明（恵泉女学園大学教授・市民外交センター代表）
鐘ヶ江晴彦（専修大学文学部名誉教授）
富永哲雄（大阪市立大学文学研究科地理学教室 博士後期課程）
吉田勉（東日本部落解放研究所副理事長）
稲葉剛（立教大学大学院特任准教授）

（連絡先・事務局）

東京都台東区今戸 2-8-5 東京解放会館
部落解放同盟東京都連合会 近藤登志一
TEL 03-3874-7311 FAX 03-3874-7313
bllkondo@yahoo.co.jp